

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第卷十五第

月二年五十和昭

## 論叢

支那の小作制度……………經濟學博士 八木芳之助

近世後期の經濟思想……………經濟學博士 本庄榮治郎

勢力としての價格……………文學博士 高田保馬

## 時論

租稅制度改革批判……………法學博士 神戸正雄

## 研究

山西票莊……………經濟學士 鈴木總一郎

ハンセンの人口論に就いて……………經濟學士 青盛和雄

## 說苑

鮑屑錄……………法學博士 財部靜治

## 附錄

彙報

外國雜誌論題

說 苑

鉤 屑 錄 (三)

財 部 靜 治

五 古 株 と 亂 株

「今昔較」上下二卷は明治七年(同九年出版)岡蘭平(號三慶)の著はす所なり、吾人は未だ著者の人と成を追放する能はず、其の筆致は輕佻の嫌を免れざるが如きも示唆を受くることも尠きに非ず、その目次(上)邦制封建と郡縣とのくらへ附割據、言語郷音と普通詞、小便所の臭穢と清潔、舉人門地に因るとよらざる、色、江戸子の潔と東京娘の淫、士風、凶暴と禮讓、布告警、陋俗と雅馴、手紙、通と不通、乞食、可憎と可憐、獻書、難と易、下、株、千九百九十五の古株と亂株とのくらへ、髮、古風と西洋風、世渡、質素と開化風、曆、太陰曆と太陽曆、世情、議論と商法、船、西洋造船進歩と日本造船進歩、家、燭屋と不燭屋。以上寧ろ隨感的に採擇されたりとすべき十七項)によりても略推測し得べきが如く、徳川時代特にその後半期に於ける經濟特に社

會事情と、明治初年に於ける夫等との比較上興味多く感ぜらるゝ敘説も尠からず、就中その比較に計數材料を取入れたる唯一事項とも目し得べき、本編題目を取扱へる一項は、嘗に經濟史の資料として然るのみならず、一の史考統計としても一顧の値に富むと考ふるを以て、以下之を紹介することとせり。

等しく株と謂ふも茲に觀ぜらるゝは、今日普通に觀念せらるゝが如き株又は株式に非ず、即ち書中説いて曰く「昔は江戸中に公に許多の株を設置て、四方の國より輸入する諸物品は、悉皆其類を分て株の定れる問屋へ計り贈らしめ、無株の者へは一切賣る事を許さぬ様に、嚴酷なる限制を建られし故に、株のなき者は如何なる智者にても、大買人となる能はず、獨株持の者計りは如何なる頑愚の者にても、賣る人と買ふ人との間に居て、龍斷の大利を恣にする故、富顯となり長者となりたり」と、而して又公の株にあらざるも私に仲間中申合せ強て株と唱へたる所謂仲間株例令ば洗湯の株の如きもの江戸中に數多あり、妄りに營業の自由を

妨げ、私利を擅にせることを附記せり。

東京の諸株は徳川氏の國初より存せるに非ず、蓋し江戸の漸次盛となるに従ひ追々商法開け、以て株式の形勢をなせしを、文化十(一八二三)年三月に至り始めて耽と株と定めしなるべしとし、同書は江戸年表同年同月の條に菱垣廻船積仲間十組間屋株式定まるとあるを引き、杉本茂十郎と云し者此取極の事を周旋し、遂に株式と定めしと人の嘯せるを附記したり。株に屬する總人員従ひて又舊政府より賜ふ所の株鑑札は千九九五、その株鑑札を賜はりしに對し毎歲御冥加の爲として獻する總獻金は一萬二百兩宛也、同書報ずる所により整理を加へず、其の内譯を列舉表示すれば左の如し  
(振假名字は原文の儘)

組名	人数	献金
一、塗物店 <small>たな</small> 組	一二	二七二 <small>兩分</small> 一五 <small>分</small> 五 <small>厘</small>
二、内店組		(下ニ分疏)
三、表店組		(五組組合、下ニ分疏)
四、藥種店組	二六	二〇〇
五、通町組		(下ニ分疏)

古株十組

河岸組より  
分派十五組

一、鐵店組	七〇一〇〇〇
二、二番紙店組	四七三〇〇
三、堀留組	六五四〇〇
四、新堀組	二一五〇〇
五、傳馬町藥種店組	三八一五〇〇
六、住吉組	
七、住吉表組	
八、三番紙店組	
九、瀬戸物店組	
一〇、乾物店組	
一一、蠟店組	
一二、濱吉組	
一三、醬油店組	
一四、麻苧問屋組	
一五、茶問屋組	
一六、古手問屋	

通町組分疏

- 二、雪踏問屋 三七 一〇〇
- 三、大坂足袋組 三二 一五

内店組分疏

- 一、扇問屋 一六 二五
- 二、糸問屋 二一 五〇

表店五組

- 一、木物店組 (木綿組ト合體)
- 二、丸合店組 一〇五 一六〇
- 三、茅町組 一四 二〇
- 四、二番塗物店組 一四 三二 一三 四五
- 五、吳服店組 五五 五〇〇

二番紙店組  
より分派  
堀留組より  
分派  
新堀組より  
分派

- 下リ傘問屋 一三 一五〇
- 煙草問屋 四一 三〇〇
- 江城二州ノ茶問屋 三〇 五〇
- 奥川積問屋 三五 二〇
- 生布海苔亭屑問屋 三七 五〇
- 下リ蠟燭問屋 二五 三五
- 通町内店兩組ノ小間物諸色組

其他の分疏  
(二十五組)

- 竹皮問屋 一一 一一五
- 藍玉問屋 三一 二〇〇
- 下リ糖問屋 一〇 二〇〇
- 蘇繩問屋 四〇 七〇
- 菅笠問屋 九 一〇
- 壘表問屋 四四 三〇〇
- 下リ素麵問屋 一四 三〇
- 三十問組下 二二 一〇
- 蠟燭問屋 一〇 五〇
- 草履問屋 一〇 三五
- 色油問屋 三 三五
- 繪具染草問屋 七三 一〇〇
- 線香問屋 五九 一〇〇
- 船具問屋 八 三〇
- 丸藤問屋 二一 一〇
- 木綿問屋 四四 一〇〇
- 打物問屋 一六 一〇〇
- 錫鉛問屋 一〇 五〇
- 緯打道具問屋 四七 二〇
- 人參三臟圓 一 二〇
- 菱垣廻船問屋 三 一〇〇
- 菱垣廻船頭 一〇〇 二〇〇
- 沖船頭 一〇〇 二〇〇
- 小計 六三組

眞綿問屋	三三	一〇〇
(太物店組附屬)		
銅釜問屋	三六	一五〇
(釘鐵店組附屬)		
定飛脚問屋	一	五〇
(十組問屋附屬)		

假船方附屬  
(太物店組附屬)

一、干鯛 <sup>ほしか</sup> ノ鮫	一五	二〇〇
二、魚油問屋	五五	七〇
三、明樽問屋	四	四〇
四、廻船下り鹽問屋	八五	一五〇
五、水油仲買組	二一	六〇
計	七一組	一九九五

備考 (イ)舊幣制によるに一兩は四歩(本表には分とあり)一歩は四銖に當る。

人員と冥加金との間大小多寡の關係寧ろ犬牙錯綜たるは繁昌の江戸に於て認められし諸貨物の輕重を窺ふの資料として注意すべく、諸組合分派附屬の跡を逐はゞ江戸經濟の發展物的又地區的に如何なる傾向を辿りしか自から追索するに足らん。

凡そ物の顯現するや起るの日に起るに非ず、必ずや

由りて來る所あり前記株の制につきても亦然り、從ひて歐洲諸國にありては株即ち特權仲間組合の起源及發達に關し幾多の研究は積まれたり、此點に付我邦にありては今後尙學徒の研究に待つもの多きが如く、特に本編に紹介せる著書が此點に一言も觸れざるは物足らぬ心地す、之と反對に檢束の主旨を貫く本制の弊に就き、著者の論ずる所は簡に過ぎて諸要を羅致せざるの嫌あるも頗る激越を極む、蓋し著者明治初期庶制一新の風雲急なりしに當り、舊習打開の行進曲を演奏せんとせるかためなるべし、即ち惟へらく諸株持は「農人の田圃をさして是は我持場也と云」と異り株の「虚有」者なり、「正敷物のある實有の株」とは大違なり、「是を以て世界の開けし國々にては、田圃の如き實有の株は都て其人の有に歸したれども、有て虚如き怪敷株は盡く廢し、天下の人をして利を分たしむる様になりたり」と。

經濟自由は究極に於て萬民の康寧社會の調和を生むべしとは、歐米諸國に於て一時輿論を風靡し、一部の

國に於ては今尙然りと觀じつゝある人乏しからず、之が評論は今試むべき限りに非るを以て暫らく之を措き前記著者が此點に關し如何に觀じたるかを尋ぬるに、目前世相の激變に眩惑せられたるか、今や我邦も開化の域となり虚有の株廢せられて東京市中俄かに亂株となれりと斷じたり、かくて惟へらく「人の伎量次第にて思ひ思ひの商法を自由自在になしても、絶て限制せず自主自由の世界故、酒屋の向ふに酒店を開業するも可、春米屋の鄰へ春米を始め、酒屋の側にて油を售り問屋の近所に問屋見世を出し、湯屋のある町内へ藥湯を催すなどと云様にて根氣次第にて拒む者なき故、誠に安心して家を興し富顯となる難からざる也、而して四方の國々より輸入する品物も、其持主の了簡次第にて、誰に賣り渡したりとも昔の様拒む者なき故、伎量次第に道賣の出來る様になりしを以て昔に較れば、大利を得る至て易き事なりとぞ」と。

歐洲に於て Guild 又は Zunft の制崩壞し、經濟自由の主義確立せらるゝや、經濟上一時亂離の狀を呈せ

るものなきに非りしも、歳を経るに従ひ新事態に順應せる秩序を確立し得たり、經濟推移の大勢は我邦に於ても之に異なるものなかりしは前述の如しと雖も、變革の跡よりせば疑問を挿むべきもの尠きに非ず、經濟の檢束は制度として夙に廢せられしも、固有商工業の實際よりせば舊慣を株守して晏如たる者もなしとせざるに似たり、經濟否一般に個人の自由保障せらるゝも自由即放縱の意なりとし、その弊を指揮する者徒らに多くして、その長所は埋墮せらるゝに似たり、試みに想へ高邁自恃の精神に燃ゆる者あるが爲めに、王道坦々たるの途に扶翼すること多かるべきを、又想へ公海自由の怒濤に乗るの自由人あるが故に、仇なす港灣残らず封鎖されべきを、吾人は今明治初年の一小篇否一戲作を紹介し來れるに過ぎずと雖も、悠久なる歴史の一大斷片はその間に宿さるを痛感す。